



安全データシート

化学品の名称：シンクボンドプライマー U-100
作成日：2011年10月1日
改定日：2022年5月18日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : シンクボンドプライマー U-100
販売者の会社名称 : 積水化学工業株式会社 環境・ライフラインカンパニー
住所 : 〒105-8566 東京都港区虎ノ門2-10-4
オークラプレステージタワー22階
担当部門 : 機能材事業部
電話番号 : 03-6748-6491
FAX番号 : 03-6748-6565
緊急連絡先 : 03-6748-6491
推奨用途及び使用上の制限 : 本製品は、建築・土木用樹脂（業務用）である。
その用途以外へ使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
引火性液体 区分2
健康有害性
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A
呼吸器感作性 区分1
皮膚感作性 区分1
発がん性 区分2
生殖毒性 区分1A
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（中枢神経系）
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2（呼吸器、肝臓、腎臓）
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（麻酔作用 気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（肝臓 腎臓 中枢神経系）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（呼吸器 神経系）
誤えん有害性 区分1

環境有害性
水生環境有害性（急性） 区分2
水生環境有害性（長期間） 区分3
上記以外の項目は、分類できない又は分類対象外である。

GHSラベル要素

絵表示：又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

強い眼刺激

吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

中枢神経系の障害、肝臓、呼吸器、腎臓の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、腎臓、中枢神経系、呼吸器、神経系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に有害

H225 引火性の高い液体および蒸気

H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H319 強い眼刺激

H334 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ

H351 発がんのおそれの疑い

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H370 中枢神経系の障害

H371 呼吸器、肝臓、腎臓の障害のおそれ

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H336 眠気又はめまいのおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓 腎臓 中枢神経系の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器 神経系の障害のおそれ

H401 水生生物に毒性

H412 長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

安全対策

この製品を使用する前に、飲食又は喫煙をしないこ

と。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。静電気や火花による引火を防止すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

P233 容器を密閉しておくこと。

P240 容器を接地しアースをとること。

P241 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。

P242 火花を発生させない工具を使用すること。

P243 静電気放電に対する措置を講ずること。

P260 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

P264 取扱い後は手をよく洗うこと。

P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

P271 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。

P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

P273 環境への放出を避けること。

P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

P284 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

応急措置 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗うこと。

飲み込んだり、吸入または接触したか、または曝露の懸念がある場合、気分が悪いときは医師の手当を受けること。

P301+310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。

P302+352 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。

P303+361+353 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

P304+340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

P305+351+338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P308+311+313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡して診断／手当てを受け

ること。

P312+314 気分が悪いときは、医師に連絡して診断／手当てを受けること

P332+313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。

P333+313 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。

P337+313 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

P342+311 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。

P362+364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P370+378 火災の場合：消火するために粉末ドライケミカル、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂、
大量の噴霧水を使用すること。

P331 無理に吐かせないこと。

保管 容器を密閉して直射日光を避け、火気・熱源から遠ざけて、換気の良い場所で施錠して保管すること。

P403+233+235 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。

P405 施錠して保管すること。

廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

使用済みの容器は他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	含有量 (%)	CAS 番号	官報公示整理番号 (化審法)
酢酸エチル	15~25	141-78-6	(2)-726
キシレン	8	1330-20-7	(3)-3
エチルベンゼン	7	100-41-4	(3)-28, (3)-60
トルエン	33	108-88-3	(3)-2
メレンピス(4,1-フェニル) = ジイソシアネート(MDI)	4.1	101-68-8	(4)-118
ウレタンプレポリマー	25~35	—	(7) - 820

4. 応急措置

吸入した場合	: 被災者を新鮮な空気のある空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 呼吸に関する症状が出た場合、及び気分が悪い時は、直ちに医師に連絡し、手当て・診断を受ける。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	: 汚染された衣類を脱ぐこと。 多量の水と石鹼で洗うこと。 汚染された作業衣は再使用する場合には洗濯すること。 皮膚刺激があれば医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 気分が悪い時は、医師の手当て・診断を受けること。 被災者に意識がない場合は口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

消火剤	: 粉末ドライケミカル、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂、大量の噴霧水。
使ってはならない消火剤	: 棒状水
特有の危険有害性	: 火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生する恐れがある。 極めて燃えやすい。熱、火花、火災で容易に発火する。 引火性の高い液体及び蒸気。 加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	: 消火活動は、可能な限り風上から行う。 粉末ドライケミカル又は炭酸ガスで初期消火にあたる。 火災が広がった時は大量の噴霧水で消化する。 着火していないドラム設備などに放水し、延焼・加熱防止や破裂の防止に努める。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	: 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
環境に対する注意事項	: 河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
回収、中和	: 漏出物を密閉できる空容器に回収する。 衝撃、静電気により火花が発生しない措置、材質の用具を用いる。

- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 少量の場合には乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
大量の場合は、こぼれた液が広がらないように、砂、土、おがくず等で囲う。
回収容器は密閉してはならない。
回収できなかったものは中和、又は上記の方法で除去する。
中和剤の例 水／濃アンモニア水／液体洗剤
=0~95／3~8／0.2~0.5 (重量比)
- 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取除く (近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 取扱い場所は換気を良くし、その周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
適切な保護具を着用する。
- 局所排気・全体排気 : 取扱う場合は局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で行なう。
- 注意事項 : 接触、吸入、又は飲み込まない。
取扱い後はよく手を洗う。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。
- 安全取扱い注意事項 : 緊急時に備えて、十分な数の保護具を常備する。
容器の取扱いは転倒・落下に注意する。

保管

- 技術的対策 : 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- 混触危険物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 保管条件 : 直射日光を避け、火気・熱源から遠ざけて保管する。
混触危険物質から離して保管する。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
施錠して保管すること。
- 容器包装材料 : 消防法及び国際輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
- 管理濃度 : 酢酸エチルとして・・・200ppm
トルエンとして・・・20ppm
キシレンとして・・・50ppm
エチルベンゼンとして・・・20ppm
- 許容濃度 : 酢酸エチルとして
-

日本産業衛生学会（2007年版）	200ppm
ACGIH（2007年版）	400ppm（TLV-TWA）
トルエンとして	
日本産業衛生学会（2005年版）	50ppm 188mg/m ³
ACGIH（2005年版）	50ppm（TLV-TWA）
キシレンとして	
日本産業衛生学会（2005年版）	50ppm 217mg/m ³
ACGIH（2005年版）	100ppm（TLV-TWA）
	150ppm（TLV-STEL）
エチルベンゼンとして	
日本産業衛生学会（2005年版）	50ppm 217mg/m ³
ACGIH（2006年版）	100ppm（TLV-TWA）
	125ppm（TLV-STEL）

保護具

- 呼吸器の保護具：空気呼吸器、送気式マスク、防毒マスク
 手の保護具：保護手袋
 目の保護具：保護眼鏡、ゴーグル
 皮膚及び身体の保護具：安全帽、保護服、保護前掛け、保護長靴
 衛生対策：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態、形状、色など：茶褐色液体

臭い	: 芳香臭
沸点	: 77°C~
引火点	: -4°C（セタ密閉式）
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重（相対密度）	: 0.98（25°C）
溶解度	: トルエン、アセトン、酢酸エチル等の有機溶剤に可溶。水と反応する。
自然発火温度	: データなし
分解温度	: 情報なし
粘度（粘性率）	: 6mPa·s/25°C

10. 安定性及び反応性

安定性：通常の条件下では安定である。

危険有害反応可能性 : 酸化剤、酸、アルコール、アミン、塩基と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす可能性がある。

水と反応し炭酸ガスを発生する。

避けるべき条件 : 水、湿気、高温の物体、火花、裸火、静電気火花

混触危険物質 : 酸化剤、酸、アルコール、アミン、塩基、水

危険有害な分解生成物 : 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などを発生する。

1 1. 有害性情報

急性毒性	経口	: LD50 6,667mg/kg (計算値)	区分外
	経皮	: LD50 13,800mg/kg (計算値)	区分外
	吸入(蒸気)	: LC50 35 mg/L (計算値)	区分外
	吸入(ミスト、粉じん)	: LC50 37 mg/L (計算値)	区分外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		: 区分 2	
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性		: 区分 2A	
呼吸器感作性		: 区分 1	
皮膚感作性		: 区分 1	
生殖細胞変異原性		: 区分外	
発がん性		: 区分 2	
生殖毒性		: 区分 1A	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		: 区分 1(中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)	
		区分 3(麻酔作用、気道刺激性)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		: 区分 1(中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器、神経系)	
誤えん有害性		: 区分 1	

【成分情報】	MDI として	酢酸エチルとして	トルエンとして	キシレンとして	エチルベンゼンとして
急性毒性 経口	: 区分外	区分外	区分外	区分外	区分外
経皮	: 分類できない	区分外	区分外	分類できない	区分外
吸入(蒸気)	: 分類できない	区分外	区分 4	区分外	区分 4
吸入(ミスト、粉塵)	: 分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分 2	区分外	区分 2	区分 2	区分 3
眼に対する重篤な損傷又は目刺激性	: 区分 2A	区分 2B	区分 2B	区分 2A	区分 2B
呼吸器感作性	: 区分 1	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
皮膚感作性	: 区分 1	区分外	区分外	分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性	: 区分外	区分外	区分外	区分外	区分外
発がん性	: 区分外	分類できない	区分外	区分外	区分 2
生殖毒性	: 区分外	分類できない	区分 1A	区分 1B	区分 1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 3(気道刺激性)	区分 3(気道刺激性、麻酔作用)	区分 1(中枢神経系)、区分 3(麻酔作用、気道刺激性)	区分 1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、区分 3(麻酔作用)	区分 2(中枢神経系)、区分 3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 分類できない	分類できない	区分 1(中枢神経系、腎臓、肝臓)	区分 1(呼吸器、神経系)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	: 分類できない	分類できない	区分 1	区分 2	区分 1

1 2. 環境影響情報

混合物のGHS判断基準より分類を行った。以下、用いた物質の情報を示す。

【製品情報】

水生環境有害性（急性） : 区分2
水生環境有害性（長期間） : 区分3
オゾン層への有害性 : 分類できない

【成分情報】	MDIとして	酢酸エチルとして	トルエンとして	キシレンとして	エチルベンゼンとして
水生環境有害性(急性)	: 分類できない	区分外	区分2	区分2	区分1
水生環境有害性(長期間)	: 分類できない	区分外	区分外	区分2	区分外
オゾン層への有害性	: 分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃棄においては、関係法規ならびに地方自治体の基準に従う事。
都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装 : 空容器類を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。
容器の処理は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 : 1133
品名 : 接着剤
国連分類 : クラス3(引火性液体類)
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 非該当

国内規制

陸上規制情報 : 消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。
海上規制情報 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空規制情報 : 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件 : 積み下ろしの際には、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止させ車止めを施し、作業する。容器に漏れ、破損の無いことを確かめ転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

緊急時応急措置指針番号 : 128

15. 適用法令

- 労働安全衛生法：名称等を通知すべき有害物
メチルピス(4,1-フェニル)ニジ イソシアネート、酢酸エチル、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
- 名称等を表示すべき有害物
メチルピス(4,1-フェニル)ニジ イソシアネート、酢酸エチル、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
(法第 57 条、施行令第 18 条 別表第 9)
- リスクアセスメント対象物質
メチルピス(4,1-フェニル)ニジ イソシアネート、酢酸エチル、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
(法第 57 条の 3)
- 第 2 種有機溶剤等
酢酸エチル、トルエン、キシレン
(施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号)
- 特定化学物質 第 2 類物質及び特別有機溶剤
エチルベンゼン
(施行令別表第 3、2 号、3 の 3・特定化学物質障害予防規則 第 2 (定義等)、規則別表第 1、3 の 3)
- 危険物・引火性の物
酢酸エチル、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
(施行令別表第 1 第 4 号)
- 変異原性が認められた既存化学物質
メチルピス(4,1-フェニル)ニジ イソシアネート
(法第 57 条の 5、労働基準局長通達)
健康障害防止指針公表物質 (法第 28 条第 3 項・厚労省指針公示) エチルベンゼン
- 毒物及び劇物取締法：非該当
- 消防法：危険物 第 4 類第 1 石油類 非水溶性 危険等級 II
- PRTR 法：第 1 種指定化学物質
トルエン (管理番号 300)、キシレン (管理番号 80)、エチルベンゼン (管理番号 53)、メチルピス(4,1-フェニル)ニジ イソシアネート (管理番号 448)
(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1)
- 船舶安全法：引火性液体類／酢酸エチル、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)
- 航空法：引火性液体／酢酸エチル、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
(危規則第 194 条危険物告示別表第 1)

16. その他の情報

参考文献：東京消防庁警防研究会監修、第 2 版危険物データブック

記載内容は当社の最善の調査に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。すべての化学製品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定して頂くようお願い申し上げます。

また、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用下さい。
